

## 「保育士等確保対策検討会」開催要綱

### 1. 目的

現在、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童の解消等に向け保育の場の整備量が急増する中で、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっている。

また、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、受入児童数の拡大のための「量的拡充」を進めるとともに、この量的拡充の実現に密接に関連する「質の向上」を図ることとしており、保育の質を担う保育士等の役割は重要となっている。

これらの背景を踏まえつつ、現在取組を進めている「保育士確保プラン」に基づき、保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

### 2. 構成等

- (1) 検討会の構成員は資料2のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 検討会は、座長が必要があると認めるときは、関係者及びオブザーバーの参加を求めることができる。

### 3. 主な検討事項

- (1) 保育士等確保に向けた課題の検証に関する事項
- (2) 保育士確保対策に関する事項
- (3) 保育の担い手の確保対策に関する事項
- (4) その他

### 4. 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

### 5. スケジュール

平成27年中に3～4回程度開催し、その後必要に応じて継続的に開催予定

### 6. その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上定める。